

さいたま市特定既存耐震不適格建築物等耐震助成制度

さいたま市では昭和56年5月31日以前に建てられた建築物の耐震化を支援します。

□ 学校、病院、劇場、百貨店、事務所、老人ホーム、店舗など 一定規模以上の多数の者が利用する建築物

※「耐震化促進建築物」については、助成制度の内容が異なります。

- 耐震診断 費用※の2/3 最大 300万円/棟
※助成の対象となる耐震診断の費用は、建築物の規模によって上限があります。

- 補強設計・工事 助成金の合計 最大 1,500万円/棟
〈救急病院は最大4,500万円〉

〔設計:費用の2/3(最大 300万円/棟)〕

〔工事:費用の1/3(延床面積(m²)×51,200円×1/3)

+工事監理費用×2/3が限度〕

- 建替え工事 最大 650万円〈救急病院は最大 2,000万円〉
〔除却する建築物の延床面積(m²)×51,200円×23%が限度〕

□ 自治会館、老人ホーム、幼稚園、保育園などで 上記の規模要件に該当しないもの

- 耐震診断 費用※の2/3 最大 120万円/棟
※助成の対象となる耐震診断の費用は、建築物の規模によって上限があります。

- 補強設計・工事 助成金の合計 最大 720万円/棟

〔設計:費用の2/3(最大120万円/棟)〕

〔工事:費用の23%(延床面積(m²)×51,200円×23%が限度)〕

- 建替え工事 最大 360万円
〔除却する建築物の延床面積(m²)×51,200円×23%が限度〕

□ 学校、病院、劇場、百貨店、事務所、老人ホーム、店舗など 一定規模以上の多数の者が利用する建築物

■ 助成対象となる建築物について

- ・昭和56年5月31日以前に着工し建築されたもの
- ・「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第14条第1項に規定する特定既存耐震不適格建築物（学校、病院、劇場、百貨店、事務所、老人ホーム、店舗など多数の者が利用する建築物（共同住宅を除く））
- ・原則 地上3階以上 延べ面積が1,000㎡以上
※ただし、用途により規模要件の緩和がありますので、個別にご相談ください。
- ・「耐震化促進建築物」については、助成制度の内容が異なります。

■ その他事業要件

[耐震診断・補強設計]

- ・建築士事務所に所属する建築士が行うものであること
- ・適正に行われたかどうか公的機関等の判定を受けるものであること。

[補強設計・補強工事]

- ・地震に対して安全な構造となるようにする補強設計により実施する補強工事であること
- ・建設業の許可を受けている者が行う工事であること

■ 助成の金額

耐震診断 最大300万円/棟（費用の3分の2）

補助対象事業費の上限

1,000㎡までの部分	3,670円/㎡
1,000㎡超～2,000㎡	1,570円/㎡
2,000㎡超の部分	1,050円/㎡

耐震補強

設計：最大300万円/棟（費用の3分の2）

工事：最大1,500万円/棟（救急病院は4,500万円/棟）から設計に対する助成金額を差引いた額（費用の1/3+工事監理費用の2/3）

補助対象事業費の上限 51,200円/㎡

■ 建替え工事助成

[その他事業要件]

- ・耐震診断の結果、 I_s （構造耐震指標）の値が0.3未満（木造の場合は I_w 値0.7未満）相当であること
- [助成の金額]

最大650万円（救急病院は2,000万円/棟）（建替え工事費用の23%）から補強設計に対する助成金額を差引いた額

建替え工事費用の上限
除却する建築物 51,200円/㎡

□ 自治会館、老人ホーム、幼稚園、保育園などで 上記の規模要件に該当しないもの

■ 助成対象となる建築物について

- ・昭和56年5月31日以前に着工し建築されたもの
- ・上記の特定既存耐震不適格建築物と同用途であり、規模要件に満たない建物

■ その他事業要件

[耐震診断・補強設計]

- ・建築士事務所に所属する建築士が行うものであること
- ・適正に行われたかどうか公的機関等の判定を受けるものであること。（木造建築物を除く）

[補強工事]

- ・現行の耐震基準に適合させるための耐震補強であること
- ・建設業の許可を受けている者が行う工事であること

■ 助成の金額

耐震診断 最大120万円/棟（費用の3分の2）

補助対象事業費の上限

1,000㎡までの部分	3,670円/㎡
1,000㎡超～2,000㎡	1,570円/㎡
2,000㎡超の部分	1,050円/㎡

耐震補強

設計：最大120万円/棟（費用の3分の2）

工事：最大720万円/棟から設計に対する助成金額を差引いた額（費用の23%）

補助対象事業費の上限 51,200円/㎡

■ 建替え工事助成

[その他事業要件]

- ・耐震診断の結果、 I_s （構造耐震指標）の値が0.3未満（木造の場合は I_w 値0.7未満）相当であること
- [助成の金額]

最大360万円（建替え工事費用の23%）※補強設計助成を利用した場合は、補強設計に対する助成金額を差引いた額

建替え工事費用の上限
除却する建築物 51,200円/㎡

※ 各助成制度は各年度の4月1日以後に申請、1月31日までに結果報告をしていただきます。

※ その他にも一定の要件がありますので、必ず事前にご確認ください。

まずは、ご相談ください。詳しくは、建築総務課へ

建設局建築部建築総務課 048-829-1539

[令和2年4月作成]